

黒糖ドーナツ棒事件

判決年月日 平成23年3月24日

事件名 平成22年（行ケ）第10356号 審決取消請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110325133154.pdf>

担当部 知的財産高等裁判所第4部

【コメント】

- ・ 結論（商標法3条2項肯定・審決維持）は妥当であると考えられますが，商標法3条1項3号（記述的商標）該当性を肯定した点は疑問です。

「ドーナツ棒」とは，一種の造語であると考えられ，記述的商標とは直ちには言い難いからです（商品の種類や形状や暗示するとしても直ちに記述的商標とはなりません）。なお，「商品の種類・名称」＋「棒」という構成の商標は，本件商標以外にも多数登録されていますが（例えば「ごはん棒」，「コロッケ棒」），中には特別顕著性を備えているとは言い難いものも存在するように思われます。

- ・ 引用は省略しましたが，商標法3条2項該当性を肯定するにあたり考慮された事実は，概ね以下のとおりです。

使用開始時期・使用期間

平成6年秋ころ以降。13年弱。

使用地域・使用態様

テレビショッピング，インターネット，自社及び複数の大手百貨店等による通信販売といった全国規模での使用。

テレビ広告の実施，複数地域の各種情報誌又は雑誌に広告を掲載。宣伝広告費年間8923万6193円。

商品の数量・売上高

年間販売数量：3414万1976本 年間売上高：7億6244円

当該標章に類似した他の標章の存否

なし。

【参考裁判例】

1 商標法3条2項該当性 肯定例

- ・ 東京高裁昭和59年2月28日判決（アマンド事件 判例時報1121号111頁）
- ・ 知財高裁平成19年6月27日判決（マグライト事件 判タ1252号132頁）
- ・ 知財高裁平成19年10月31日判決（DB9事件 裁判所HP）
- ・ 知財高裁平成22年11月16日判決（ヤクルト事件 裁判所HP）

2 商標法3条2項該当性 否定例

- ・ 知財高裁平成18年11月29日判決（ひよこ事件 判タ1225号50頁）

- ・ 知財高裁平成19年3月28日判決（本生事件 判タ1252号332頁）

3 その他

- ・ 東京高裁平成12年9月28日判決（裁判所HP）
「太肉麺」という文字からなる商標について，造語であることを理由として，商標法3条1項3号該当性を否定した事例。

【事例】

右側やや上に「黒糖」，左側に「ドーナツ棒」の各文字を2列に縦書きしてなるという構成の商標（指定商品 第30類「黒糖を使用した棒状形のドーナツ」）につき，商標法3条2項所定の特別顕著性を備えることを理由に無効審判請求は成り立たないとした審決の結論を維持した事例。

原告が主張した審決取消事由は，「本件商標の商標法3条2項該当性に係る認定・判断の誤り」であり，主たる争点は，本件商標の 商標法3条1項3号該当性， 同法3条1項1号該当性， 同法3条2項該当性である。

（本件商標の構成）



【判決内容の概要】

請求棄却

（ ） 商標法3条1項3号（記述的商標）該当性：肯定

「黒糖」とは，黒砂糖と同義であり，「まだ精製していない茶褐色の砂糖。甘蔗汁をしぼって鍋で煮詰めたままのもの。」（広辞苑第5版・平成10年11月11日発行）とされており，「ドーナツ」とは，「小麦粉に砂糖・バター・卵・ベーキングパウダーまたはイーストなどをまぜてこね，輪形・円形などに作って油で揚げた洋菓子。」（同上）とされているから，本件商標のうち「黒糖」と「ドーナツ」との部分は，洋菓子であるドーナツの品質及び原材料を普通に用いられる方法で表示している。そして，「棒」は，「ドーナツ」の文字の直後に置かれることによって，ドーナツの形状を普通に用いられる方法で表示しているといえる。したがって，本件商標は，その指定商品に用いられた場合，まさ

に「黒糖を使用した棒状形のドーナツ菓子」の品質，原材料及び形状を普通に用いられる方法で表示する標章であるといえる（商標法3条1項3号）。」

（ ）商標法3条2項（特別顕著性）該当性：肯定

「ある標章が商標法3条2項所定の「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるもの」に該当するか否かは，出願に係る商標と外観において同一と見られる標章が指定商品とされる商品に使用されたことを前提として，その使用開始時期，使用期間，使用地域，使用態様，当該商品の数量又は売上高等及び当該商品又はこれに類似した商品に関する当該標章に類似した他の標章の存否などの事情を総合考慮して判断されるべきである。」

「・・・本件商標は，使用をされた結果，本件登録審決時点（平成19年7月11日）において，需要者が被告の業務に係る商品であることを認識することができるものになっていたものと認めることができる。」

〔文責：山崎 道雄〕以上